

.....

名張市のコミュニティバスの現状

.....

名張市

2024. 6

都市交通の現状分析

名張市の都市構造特性

1 自然条件

広域的に見た名張市の位置づけを整理するとともに、交通処理の制約条件となる地形等の自然条件を整理します。

1) 広域的位置づけ	<ul style="list-style-type: none">▶ 近畿圏と中京圏の両圏域の結節点 都市交通網は、近畿日本鉄道大阪線、国道 25 号（名阪国道）（以下「名阪国道」という。）により、大阪、名古屋方面と連絡〔図 1〕
2) 地形的特徴	<ul style="list-style-type: none">▶ 伊賀盆地の南西部に位置し、市外への連絡において地形的な制約を受ける▶ 市内は、近畿日本鉄道大阪線、国道 165 号沿いに平地が広がっており、郊外部に台地や丘陵地が分布



名張市は、市域が山地に囲まれた盆地であり、市外とは国道 165 号、368 号等比較的限られた方面との連絡が主体となっています。また、平野部が狭く台地や丘陵地が広く分布しており、市内の移動や鉄道駅へのアクセスに自動車やバスが重要な役割を果たしています。

図 1 広域的にみた名張市の位置



2 社会条件

交通需要発生の背景となる、人口、土地利用現況、施設立地状況等を整理します。

1) 人口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 名張市の人口は約7.6万人(2020(令和2)年国勢調査)、2000年(平成12年)以降減少〔表1〕〔図2〕 ▶ 高齢化率は伊賀市、三重県平均と比較して低かったが増加傾向 ▶ 市中心部の名張地区は減少傾向、桔梗が丘、つつじが丘などの住宅開発地区に人口が分散・集積 ▶ 2035(令和17)年には約2.5人に1人が高齢者 ▶ 主たる通勤流動先が大阪市から伊賀市へシフト
2) 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近畿日本鉄道大阪線、国道165号沿道に生活関連施設が集積、国道368号沿道に多い工業団地 ▶ 住宅地のスプロール*化が進展
3) 産業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製造品出荷額等は増加傾向 ▶ 商品販売額は横ばいで推移 ▶ 観光客数は横ばいで推移



名張市の人口は2000年(平成12年)をピークに減少に転じる一方、高齢化が進展しています。また、丘陵地には住宅地が分散的に立地、幹線道路沿道には大型店の立地が進む一方、中心部の名張地区の人口は減少しており、中心市街地の求心力は低下傾向にあります。今後、住宅地での急激な高齢化等を見据え、交通弱者の社会参加が妨げられないことがないよう、適切な移動手段の確保を図る必要があります。

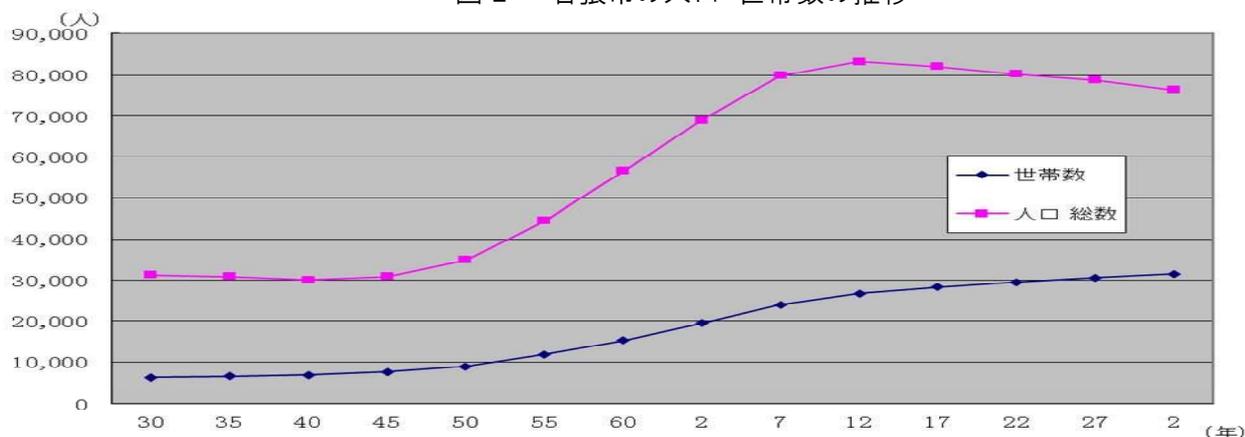
表1 名張市の人口

上段：人口(人)、下段：平成12年に対する増減率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
名張市	83,291 (1.00)	82,156 (0.99)	80,284 (0.96)	78,795 (0.95)	76,414 (0.92)
三重県	1,857,339 (1.00)	1,866,963 (1.01)	1,854,724 (1.00)	1,815,865 (0.98)	1,771,440 (0.95)
全国	126,925,843 (1.00)	127,767,994 (1.01)	128,057,352 (1.01)	127,094,745 (1.00)	126,226,568 (0.99)

資料：国勢調査

図2 名張市の人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

*スプロールとは、市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することを意味します。

市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」

1. 運行の目的

市内には、市役所や福祉施設・体育施設・社会教育施設等、市民の誰もが利用する公共公益施設が各地に配置されていますが、これらの施設をつなぐ路線が十分に整備されておらず、また、市街地周辺に点在する大型商業店舗をつなぐ路線についても整備されていませんでした。

これらの施設を有機的につなぎ、さらに、マイカー利用者の公共交通への移行を促すこと、交通事故と大気汚染の抑止に取り組む必要があることなどから、平成17年2月に「人にやさしい移動手段検討委員会」が提出した新たな公共交通（バス交通）の構築に向けた提言書に基づき、市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」を運行することとしました。

その後は、市民からの要望に対応して、平成21年度に名張地区内の大型商業店舗である「イオン」前に停留所を設置し、平成24年度に名張市希中央の「名張の湯・とれたて名張交流館」に、平成26年度に「名張産業振興センターアスパア」などに停留所を設置、令和3年度に車両を大型化し利便性の向上を図りました。

2. 運行の概要

①実施時期

実証運行：平成17年10月1日～

本格運行：平成19年10月1日～

②運行主体

名張市

③運行事業者

三重交通株式会社



④運行ルート

名張市街地循環

距離：一周約28.3km

⑤運行本数・時刻

1日6便運行（午前8時05分から午後6時30分）

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は運休

⑥運賃

1人1乗車100円（6歳未満無料）

※小学生または中学生の通学のために乗車するもの、障害者等の運賃免除

⑦運行車両

57人（運転手含む）乗りバス ※バリアフリー法対応低床バス

国津コミュニティバス「あららぎ号」

1. 運行の目的

国津コミュニティバス「あららぎ号」は平成16年9月の運行開始以来、廃止代替バス「布生線」の運行と平行しながら、主として高齢者の地域内での買い物や児童の通学のための交通手段として、地域の運行協議会により運行が行われてきました。

平成20年4月に廃止代替バス「布生線」が廃止となった後は、「あららぎ号」がつつじが丘のバス回転場に接続する形で対応を行っていましたが、通学児童を除く利用者の大部分は高齢者であり、バスの乗換えに身体的負担も大きいことから、運行協議会に対して名張駅までの運行についての強い要望が寄せられていたことなどにより、平成21年度から名張駅までの路線延長及び運賃の改定を行い、実証運行に取り組み、平成22年度から本格運行を行っていています。令和3年度に「夏見」「木平集会所」停留所を新設、フリー乗降区間の設置、一部の運行便を予約運行とするなど再編を行いました。

2. 運行の概要

①実施時期

平成16年9月1日～

平成22年4月1日～

(名張駅までの路線延長後の本格運行)

②運行主体

名張市(自家用有償旅客運送(交通空白))

③運行事業者

国津コミュニティバスあららぎ号運行協議会

④運行ルート (1日約108km)

国津地域→つつじが丘→国津地域

国津地域→名張駅→国津地域

※つつじが丘で路線バスへの接続及び名張駅でのナッキー号等への接続を基本とする。

⑤運行本数・時刻

1日8便(午前7時35分から午後5時52分)

土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は運休

⑥運賃

1人1乗車200円～450円(6歳未満無料)

※小学生または中学生の通学のために乗車するもの、障害者等の運賃免除

⑦運行車両

8人(運転手含む)乗りワゴン車



錦生コミュニティバス「ほっとバス錦」

1. 運行の目的

名張市では、平成3年度より、錦生地域と近鉄名張駅を結ぶ廃止代替バス「安部田線」を運行してきましたが、利用者数が1便平均2～3人という状況が続き、市財政への負担も高まってきたことから、平成19年度末をもって当該路線を廃止しました。

地域では、これに先立ち平成18年度より、廃止代替バスに代わる交通手段を確保するための検討が重ねられ、平成20年度から、廃止代替バスが運行していなかった地区も含めた錦生全地区及び廃止代替バスの路線となっていた隣接する宇陀市の一部の区域を運行し、名張駅までを結ぶコミュニティバス「ほっとバス錦」の実証運行に取り組み、平成21年度からはルート延長及び大型商業店舗「イオン」前に停留所を設置し本格運行を開始しました。また、平成24年度からは名張駅東口から名張市役所前まで、名張市希中央の「名張の湯・とれたて名張交流館」を経由して運行し、「矢川三叉路」停留所から「大和龍口」停留所間にフリー乗降制度を導入し利便性の向上を図っています。また、車両の更新に際し、平成31年4月1日からは、運行車両を14人乗りワゴン車に変更し、令和2年4月1日からは新たに「ビバホーム前」停留所を設け、フリー乗降区間を「小屋出」停留所から「大和龍口」停留所までに延長しました。また、令和3年4月1日より、運行事業者が変更となりました。

2. 運行の概要

①実施時期

実証運行：平成20年4月1日～

本格運行：平成21年4月1日～

②運行主体

ほっとバス錦運営協議会

③運行事業者

株式会社キタモリ

④運行ルート

名張市役所～錦生地域・宇陀市の一部区域～名張市役所（片道約17.4km）

※週1回・1往復のみ、総合福祉センター「ふれあい」経由

⑤運行本数・時刻

1日8便運行（4往復）午前7時32分から午後4時36分

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

⑥運賃

1人1乗車200円～500円（未就学児無料）

※小学生の通学利用は無料（通学利用以外は1乗車200円）

※総合福祉センターふれあい利用許可証所持者は無料 ※障害者等無料

⑦運行車両

14人（運転手含む）乗りワゴン車



薦原コミュニティバス「コモコモ号」

1. 運行の目的

薦原地域では、名張市が廃止代替バス「名張山添線」を運行していましたが、利用者が少ないことなどから平成19年度末をもって廃止しました。また、「名張山添線」の運行区域は地域西側の葛尾、家野、薦生地区のみであり、同地域内のさつき台をはじめこれまでバスが運行していなかった地区においても、高齢化の進行に伴い、移動手段確保への要望が高まっていました。

このため、地域では沿線地区のみならず地域全体をカバーするコミュニティバスを運行すべく、住民アンケート調査を実施するなど検討を行い、平成20年7月1日より、薦原地域の全地区と近鉄桔梗が丘駅を結ぶコミュニティバス「コモコモ号」の実証運行を行い、平成21年4月1日から本格運行を行っています。

また、平成25年9月から福祉施設、病院、スーパー等の施設に乗り入れ、より利便性の向上を図りました。

2. 運行の概要

①実施時期

実証運行：平成20年7月1日～

本格運行：平成21年4月1日～

②運行主体

薦原コミュニティバス運営委員会

③運行事業者

三重交通株式会社



④運行ルート及び本数

ア. 葛尾コース ※月・水・木曜日に運行（片道約11.9km）

月・木曜日は1日2便（1往復）とし、水曜日のみ1日4便（2往復）運行
午前9時40分から午後4時24分

イ. 鵜山コース ※火・金曜日に運行（片道約9.8km）

火曜日は1日2便（1往復）とし、金曜日のみ1日4便（2往復）運行
午前9時52分から午後4時15分

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

⑤運賃

1人1乗車100円（未就学児無料）

※障害者等無料

⑥運行車両

39人（運転手含む）乗りバス

緑が丘コミュニティバス「みどり号」

1. 運行の目的

緑が丘は、蔵持地域に属する人口約2,300人の住宅地であり、近鉄桔梗が丘駅から国道368号をはさんだ西側に位置しています。緑が丘北端から桔梗が丘駅までは約1.5キロ、三重交通バス上野名張線のバス停留所までは約1キロあり、坂道を歩く必要もあることから、地域からはこれまでもナッキー号の乗り入れ要望をいただくなど、高齢化が進む中で交通手段への不安が高まっていました。

このような中、平成19年8月策定の「名張市地域コミュニティ交通推進方針」において緑が丘を交通不便地と位置付け、市として地域コミュニティ交通導入に向けた支援を行っていくこととし、地区においてもコミュニティバス運営協議会を立ち上げ、住民アンケートを行うなどの検討を進め、平成21年4月1日より緑が丘地区と近鉄桔梗が丘駅を結ぶコミュニティバス「みどり号」の実証運行に取り組み、平成22年4月1日から本格運行を行っています。

また、平成24年8月から市内公共施設の一つである「武道交流館いきいき」に、令和2年11月に市内スーパー「ぎゅーとらラブリー蔵持店」に停留所を設置し、地域内外からの利用の促進を目指しています。

2. 運行の概要

①実施時期

実証運行：平成21年4月1日～

本格運行：平成22年4月1日～

②運行事業者

緑が丘コミュニティバス運営協議会

③運行委託先

三重交通株式会社



④運行ルート

桔梗が丘駅→緑が丘内循環→桔梗が丘駅（一周約5.6km）

※桔梗が丘駅でナッキー号や路線バスに接続することを基本とする。

⑤運行本数・時刻

午前2便・午後2便の合計4便運行（午前9時45分から午後4時16分）

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は運休

⑥運賃

1人1乗車120円（未就学児無料）

※障害者等無料

⑦運行車両

57人（運転手含む）乗りバス ※バリアフリー法対応低床バス

美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」

1. 運行の目的

美旗地域は、名張市の北東部の伊賀市と隣接した位置にあり、地域全体としては人口約8,000人、世帯数約3,600世帯で農村集落と住宅地が混在した地域です。

主な公共交通には、路線バス及び近鉄大阪線がありますが、バス停留所や最寄りの駅までの公共交通機関がない地域が多いことから、「名張市地域コミュニティ交通推進方針」において美旗地域を交通不便地域と位置付けられました。

平成20年度から地域づくり協議会で検討を始め、地域内の交通が不便な地区を対象としたアンケート調査等を踏まえ、通院、買い物、社会参加等地域住民の利便性確保のため、コミュニティバスを運行することとしました。

なお、隣接している伊賀市上神戸地内のきじが台地域からもコミュニティバスの住宅地内への乗り入れについて強く要望されていたことから、伊賀市とも調整のうえ当該地区への運行も実施しています。

平成24年度は試行運行と位置付けた上で利用状況等調査を行い、平成25年4月から本格運行を行っています。また、これまで運行していなかった地区からも強い要望があり、平成29年4月から運行システムを新設し、2系統で運行しています。また、令和3年5月より、市内スーパー「オークワ西原店」に乗り入れを開始し、利便性の向上を図りました。

2. 運行の概要

①実施時期

実証運行：平成24年4月2日～

本格運行：平成25年4月1日～

②運行主体

美旗地域コミュニティバス運営審議会

③運行事業者

株式会社メイハン

④運行ルート

- ・西ルート：南古山～きじが台～桔梗が丘駅（片道約13km）
- ・東ルート：桔梗が丘駅～池の台～新田～桔梗が丘駅（片道約19km）

⑤運行本数・時刻

1日午前4便、午後4便の計8便（午前8時15分から午後5時53分）

（・西ルート：1, 3, 6, 8便　　・東ルート：2, 4, 5, 7便）

但し、土日祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は運休

⑥運賃

1人1乗車200円、小学生1乗車100円（保護者同乗の未就学児無料）

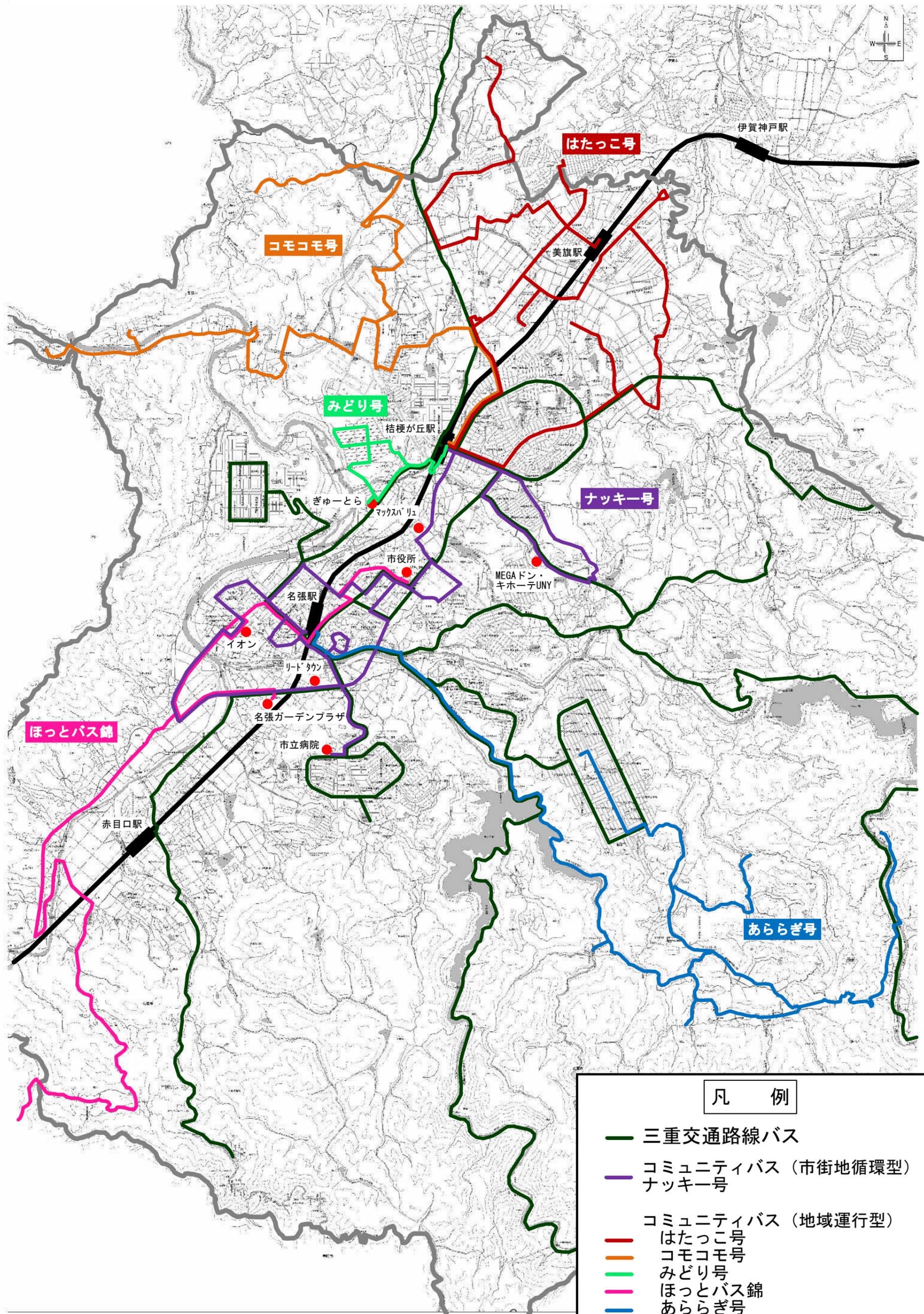
※障害者等無料

⑦運行車両

33人（運転者含む）乗りバス ※バリアフリー法対応車両



市内コミュニティバス路線図



凡 例	
	三重交通路線バス
	コミュニティバス (市街地循環型) ナッキー号
	コミュニティバス (地域運行型) はたっこ号
	コモコモ号
	みどり号
	ほっとバス錦
	あららぎ号

各コミュニティバス 過去5年間の利用状況の推移

【ナッキー号】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	51,889	212.7	43,504	178.3	4,350,400	362,533	8,385	16.2
令和元年度	51,179	212.4	43,285	179.6	4,328,500	360,708	7,894	15.4
令和2年度	43,551	179.2	36,096	148.5	3,609,600	300,800	7,455	17.1
令和3年度	43,907	181.4	37,309	154.2	3,730,900	310,908	6,598	15.0
令和4年度	46,045	189.5	38,614	158.9	3,861,400	321,783	7,431	16.1
令和5年度	47,868	197.8	39,593	163.6	3,959,300	329,942	8,275	17.3

【あららぎ号】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	1,675	6.9	816	3.3	203,500	16,958	859	51.3
令和元年度	1,949	8.2	857	3.6	242,000	20,167	1,092	56.0
令和2年度	1,977	8.1	625	2.6	157,500	13,125	1,352	68.4
令和3年度	2,147	8.9	795	3.3	181,450	15,121	1,352	63.0
令和4年度	2,113	8.7	581	2.4	121,050	10,088	1,532	72.5
令和5年度	1,672	6.9	528	2.2	110,150	9,179	1,144	68.4

【ほっとバス錦】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	5,350	21.9	4,250	17.4	1,317,100	109,758	1,100	20.6
令和元年度	4,432	18.5	3,453	14.4	1,036,400	86,367	979	22.1
令和2年度	3,317	13.7	2,243	9.2	724,000	60,333	1,074	32.4
令和3年度	3,196	13.2	2,155	8.9	682,100	56,842	1,041	32.6
令和4年度	3,419	14.1	2,075	8.5	672,600	56,050	1,344	39.3
令和5年度	3,600	14.9	2,318	9.6	717,200	59,767	1,282	35.6

【コモコモ号】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	3,187	13.1	2,558	10.5	255,800	21,317	629	19.7
令和元年度	3,067	12.8	2,308	9.6	230,800	19,233	759	24.7
令和2年度	2,231	9.2	1,742	7.2	174,200	14,517	489	21.9
令和3年度	1,715	7.1	1,367	5.6	136,700	11,392	348	20.3
令和4年度	1,639	6.7	1,439	5.9	143,900	11,992	200	12.2
令和5年度	1,597	6.6	1,445	6.0	144,500	12,042	152	9.5

【みどり号】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	4,116	16.9	3,733	15.3	447,960	37,330	383	9.3
令和元年度	5,474	22.8	4,832	20.1	579,840	48,320	642	11.7
令和2年度	4,297	17.7	3,777	15.5	453,240	37,770	520	12.1
令和3年度	3,636	15.0	3,124	12.9	374,880	31,240	512	14.1
令和4年度	2,726	11.2	2,224	9.2	266,880	22,240	502	18.4
令和5年度	3,197	13.2	2,745	11.3	329,400	27,450	452	14.1

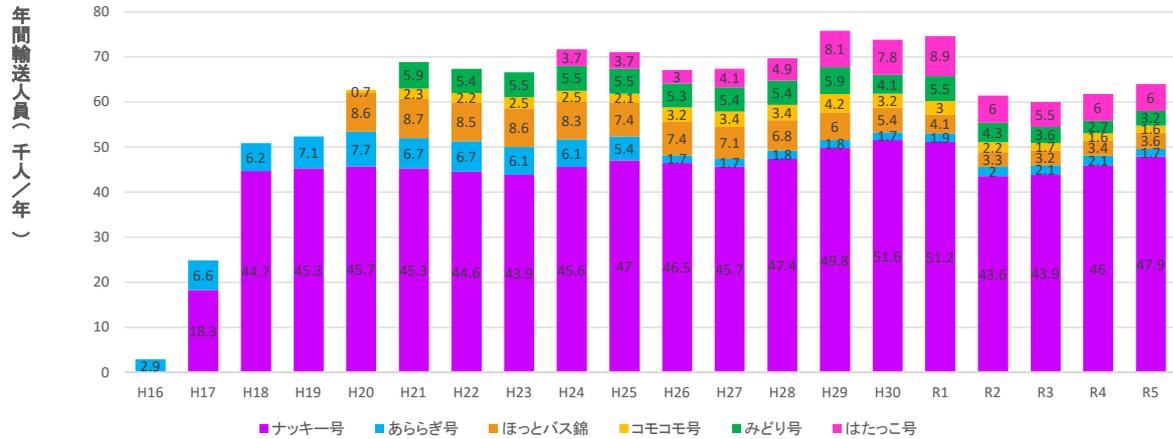
【はたっこ号】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	7,767	31.7	6,088	24.8	1,212,900	101,075	1,679	21.6
令和元年度	8,908	36.8	6,822	28.2	1,362,200	113,517	2,086	23.4
令和2年度	6,028	24.8	4,247	17.5	848,500	70,708	1,781	29.5
令和3年度	5,528	22.8	4,011	16.6	801,400	66,783	1,517	27.4
令和4年度	5,967	24.6	4,218	17.4	841,700	70,142	1,749	29.3
令和5年度	5,953	24.6	4,387	18.1	876,800	73,067	1,566	26.3

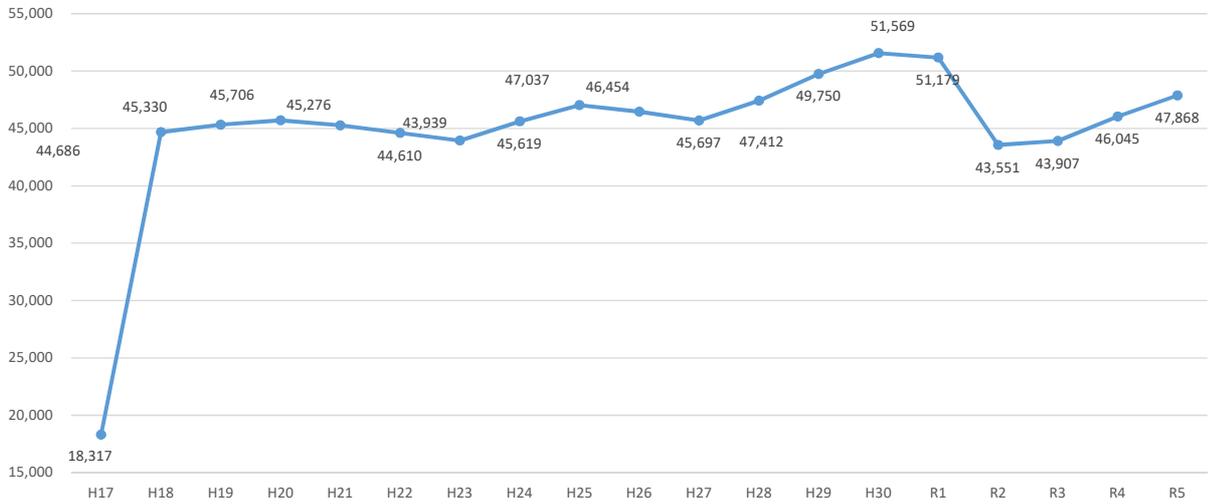
【全体】

年 度	総乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃対象 乗車人員 (人)	1日平均 (人)	運賃収入 (円)	月平均収入 (円)	運賃免除等 乗車人員 (人)	運賃免除等割合 (%)
平成30年度	73,984	303.1	60,949	249.7	7,787,660	648,971	13,035	17.6
令和元年度	75,009	311	61,557	255.5	7,779,740	648,311	13,452	17.9
令和2年度	61,401	253	48,730	200.5	5,967,040	497,253	12,671	20.6
令和3年度	60,129	248	48,761	201.5	5,907,430	492,285	11,368	18.9
令和4年度	61,909	255	49,151	202	5,907,530	492,294	12,758	18.8
令和5年度	63,887	264	51,016	210.8	6,137,350	511,445	12,871	20.1

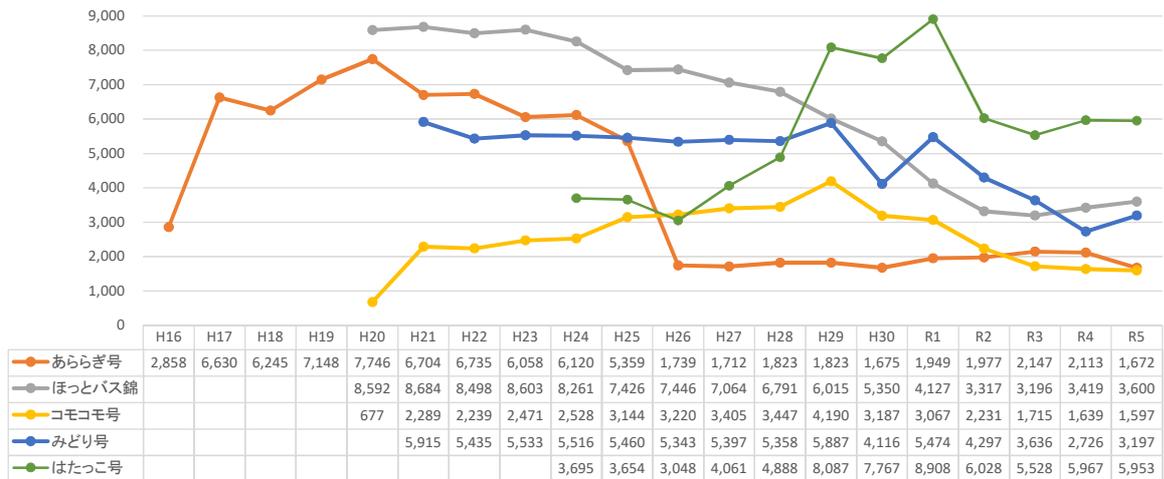
コミュニティバス利用者数の推移



市街地循環型コミュニティバス



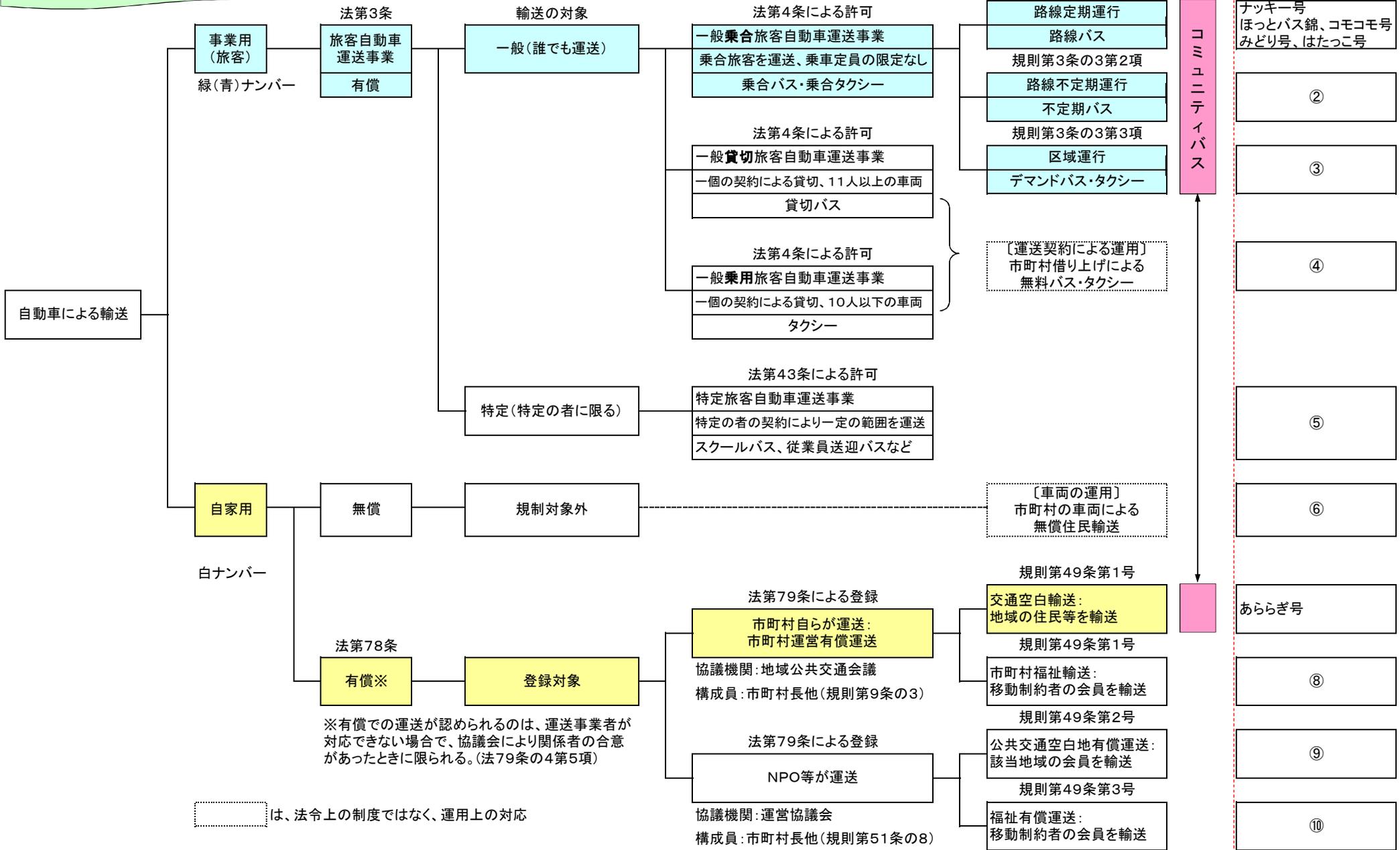
地域コミュニティバス



運行形態と道路運送法の関係

運賃	区分	利用者	運送主体	車両	道路運送法上の区分	運行形態
有料	緑ナンバー (事業用)	誰でも利用可能 (制限なし)	運送事業者	事業用自動車 (バス型、又は10人以下)	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運送事業 〔路線定期運行〕	路線を定めて定時に運行
				事業用自動車 (バス型、又は10人以下)	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運送事業 〔路線不定期運行〕	予約制 路線を定めて、予約に応じて運行
				事業用自動車 (10人以下を基本とする)	【乗合バス事業】 ○一般乗合旅客自動車 運送事業 〔区域運行〕	予約制 一定の区域内を予約に応じて運行
	白ナンバー (自家用)	住民等	市町村又は NPO等	市町村又はNPO等の自家 用自動車	【自家用有償旅客運送】 ○交通空白地有償運送	交通が著しく不便な地域において、地域住 民、観光旅客その他の当該地域を来訪する 者を運送
		登録した会員 (移動制約者)	市町村又は NPO等	市町村又はNPO等の自家 用自動車 (10人以下車両に限る)	【自家用有償旅客運送】 ○福祉有償運送	他人の介助によらず移動することが困難と 認められ単独でタクシーその他の公共交 通機関を利用することが困難な者及びその付 添人の運送
	無料	白ナンバー (自家用)	住民等	市町村	市町村の自家用自動車	【自家用】 ○道路運送法の規制 対象外
高齢者			福祉バス			
小中学生			スクールバス			
市町村の住民等		貸切バス又 はタクシー	事業用自動車	【運送事業者の利用】 ○貸切バス・タクシー に対する規制	貸切バス・タクシーの借り上げによる 無償住民輸送	

道路運送法の事業区分



改正

平成17年10月3日条例第26号

平成17年12月26日条例第29号

平成20年12月27日条例第42号

平成26年3月18日条例第5号

平成31年3月29日条例第10号

令和3年3月26日条例第7号

名張市コミュニティバス運行条例

(目的)

第1条 この条例は、名張市においてコミュニティバスを運行することにより、市域における交通手段を確保し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 コミュニティバスの名称は、次のとおりとする。

名称
市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」
国津コミュニティバス「あららぎ号」

(運行内容)

第3条 コミュニティバスの有償運送区域は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可又は同法第79条の登録を受けた区域とする。

2 コミュニティバスの運行内容は、別に定める運行計画書によるものとする。

(運休日)

第4条 コミュニティバスの運休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(運行業務の委託)

第5条 市長は、コミュニティバスの運行に関する業務を他に委託することができる。

(運賃)

第6条 コミュニティバスを利用する者（以下「利用者」という。）は、1人1乗車につき別表に定める額を運賃として支払わなければならない。ただし、6歳未満の者については無料とする。

(運賃の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前条に規定する運賃を免除することができる。

- (1) 小学生又は中学生で通学のために乗車するもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (5) 前3号に掲げる者に同伴して乗車を必要とすることを認めた介護人
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する児童福祉施設により養護、保護等を受けている者及びその者に同伴して乗車を必要とすることを認めた付添人

2 前項各号に掲げる者（同項第1号及び第5号に掲げる者並びに同項第6号に規定する付添人である者を除く。）は、運賃の免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる運賃の免除の対象となる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を乗務員に提示しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる者 身体障害者手帳
- (2) 前項第3号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 前項第4号に掲げる者 療育手帳
- (4) 前項第6号に規定する児童福祉施設により養護、保護等を受けている者 当該児童福祉施設の長が発行する運賃割引証

(利用者の責務)

第8条 利用者は、乗務員その他の係員が運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(運送の引受け又は継続の拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の運送の引受け又は継続を拒否することができる

る。

- (1) 乗務員の制止又は指示に従わない者
 - (2) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を持ち込もうとする者
 - (3) 泥酔した者又は他の利用者の迷惑となるおそれのある者
 - (4) 付添人を伴わない重病者
 - (5) その他市長が拒否することが適当であると認める者
- （運行の制限等）

第10条 市長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、乗車区間を制限し、若しくは運行を中止し、又は手回品の大きさ若しくは個数を制限することができる。

2 前項の規定による制限等をしようとするときは、あらかじめその旨を必要と認める場所に掲示するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による制限等をした場合において利用者が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

（運行中止の場合の取扱い）

第11条 市長は、緊急その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行を中止した場合において利用者がいるときは、当該利用者が乗車した乗降所まで送り届けるものとする。この場合において、運賃は徴収しないものとする。

（運輸規則等の準用）

第12条 この条例に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に必要な事項については、運輸規則その他の旅客運送事業に関する法令等の規定を準用するものとする。

（補則）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月27日条例第42号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第5号）

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第17号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	利用区間	運賃の額
市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」	全区間	100円
国津コミュニティバス「あららぎ号」	(1) 百々橋バス停又は寺前橋バス停と名張駅東口バス停等（名張駅東口バス停又は夏見バス停をいう。以下同じ。）との間の区間	350円
	(2) 庵バス停又は吉原中央バス停と名張駅東口バス停等との間の区間	400円
	(3) 百々橋バス停、寺前橋バス停、庵バス停、吉原中央バス停及び名張駅東口バス停等を除くバス停と名張駅東口バス停等との間の区間	450円
	(4) 前3号に掲げる区間以外の区間	200円

改正

令和2年10月15日告示第118号

名張市地域コミュニティ交通運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ交通の運営を支援することを目的として交付する補助金について、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域コミュニティ交通とは、地域における交通移動不便者の移動手段を確保するため、地域、利用者及び市の3者の負担によって運営を行うバス等の交通手段をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、名張市地域コミュニティ交通推進方針に定める交通空白地域及び交通不便地域（以下「対象地域」という。）において、地域住民によって組織された運行協議会（以下「運行協議会」という。）が実施する地域コミュニティ交通運営事業であつて、交通事業者に運行委託を行う手法により実施される事業とする。

(補助対象)

第4条 補助対象運行協議会は、対象地域ごとに1つとする。

2 補助対象事業が複数の対象地域にまたがる場合は、いずれか1つの運行協議会のみを補助対象とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、第3条に掲げる補助対象事業に要する経費（以下「運営費」という。）とする。

2 補助金の額は、1運行協議会につき1年当たり300万円又は運営費のいずれか少ない額とする。ただし、事業開始又は廃止が年度の途中となる場合は、25万円に事業実施月数（1月に満たない端数が生じるときは、1月とする。）を乗じて得た額又は運営費のいずれか少ない額とする。

(補助金交付申請及び決定)

第6条 運行協議会は、地域コミュニティ交通運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、地域コミュニティ交通運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により運行協議会に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、運行協議会に必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、運行協議会の請求に基づき補助金の全部を補助事業の完了前に交付するものとする。

（変更等の申請）

第8条 運行協議会は、第6条第2項の決定を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、地域コミュニティ交通運営事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、地域コミュニティ交通運営事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により運行協議会に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 運行協議会は、当該補助事業が完了したときは、地域コミュニティ交通運営事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の決定取消し）

第11条 市長は、運行協議会が規則第20条に規定する事項に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(令和2年度における補助金の額の特例)

2 令和2年度に限り、第5条第2項中「300万円」とあるのは、「325万円」とする。

附 則 (令和2年10月15日告示第118号)

この要綱は、告示の日から施行する。

(様式省略)

○名張市地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金交付要綱

平成29年12月27日告示第129号

名張市地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の社会参加の促進並びに児童への社会的な支援を図り、かつ、地域コミュニティ交通の運営を支援することを目的として、障害者及び障害児並びに児童に対する運賃の免除（市が行う名張市コミュニティバス運行条例（平成17年条例第1号）第7条第1項の規定による運賃の免除と同様の内容のものに限る。以下同じ。）を地域コミュニティ交通運営事業において実施した運行協議会に対し、当該運賃の免除による減収分を補てんするために交付する補助金について、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ交通 名張市地域コミュニティ交通運営事業費補助金交付要綱（平成20年告示第49号。以下「運営事業費補助金要綱」という。）第2条に規定する地域コミュニティ交通をいう。
- (2) 地域コミュニティ交通運営事業 運営事業費補助金要綱第3条に規定する補助対象事業をいう。
- (3) 運行協議会 運営事業費補助金要綱第3条に規定する運行協議会をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、運行協議会が地域コミュニティ交通運営事業において実施する運賃の免除とする。

2 運営事業費補助金要綱第4条の規定は、補助対象事業について準用する。

(補助金の額)

第4条 1 運行協議会に対して交付する補助金の年額は、運行協議会が補助対象事業となる運賃の免除を実施した額を2で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請及び決定)

第5条 運行協議会は、地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金交付申請書（様式第1号）を市

長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により運行協議会に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、運行協議会に必要な条件を付することができる。

（変更等の申請）

第6条 運行協議会は、前条第2項の決定を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、地域コミュニティ交通運賃免除事業補助金事業計画変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により運行協議会に通知するものとする。

（完了実績報告）

第7条 運行協議会は、当該補助対象事業が完了したときは、地域コミュニティ交通運賃免除事業完了実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、運行協議会の請求に基づき支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、その全部又は一部について概算払をすることができる。

（補助金の決定取消し及び返還）

第10条 運営事業費補助金要綱第11条及び第12条の規定は、補助金について準用する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

（様式省略）

○名張市地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月10日告示第120号

改正

平成21年4月20日告示第71号

名張市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 名張市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人三重県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 三重運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、名張警察署、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議は、必要があると認めるときは、協議に関係ある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 交通会議の庶務並びに地域公共交通に関する相談及び苦情への対応は、名張市都市整備部都市計画室において処理する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年4月20日告示第71号)

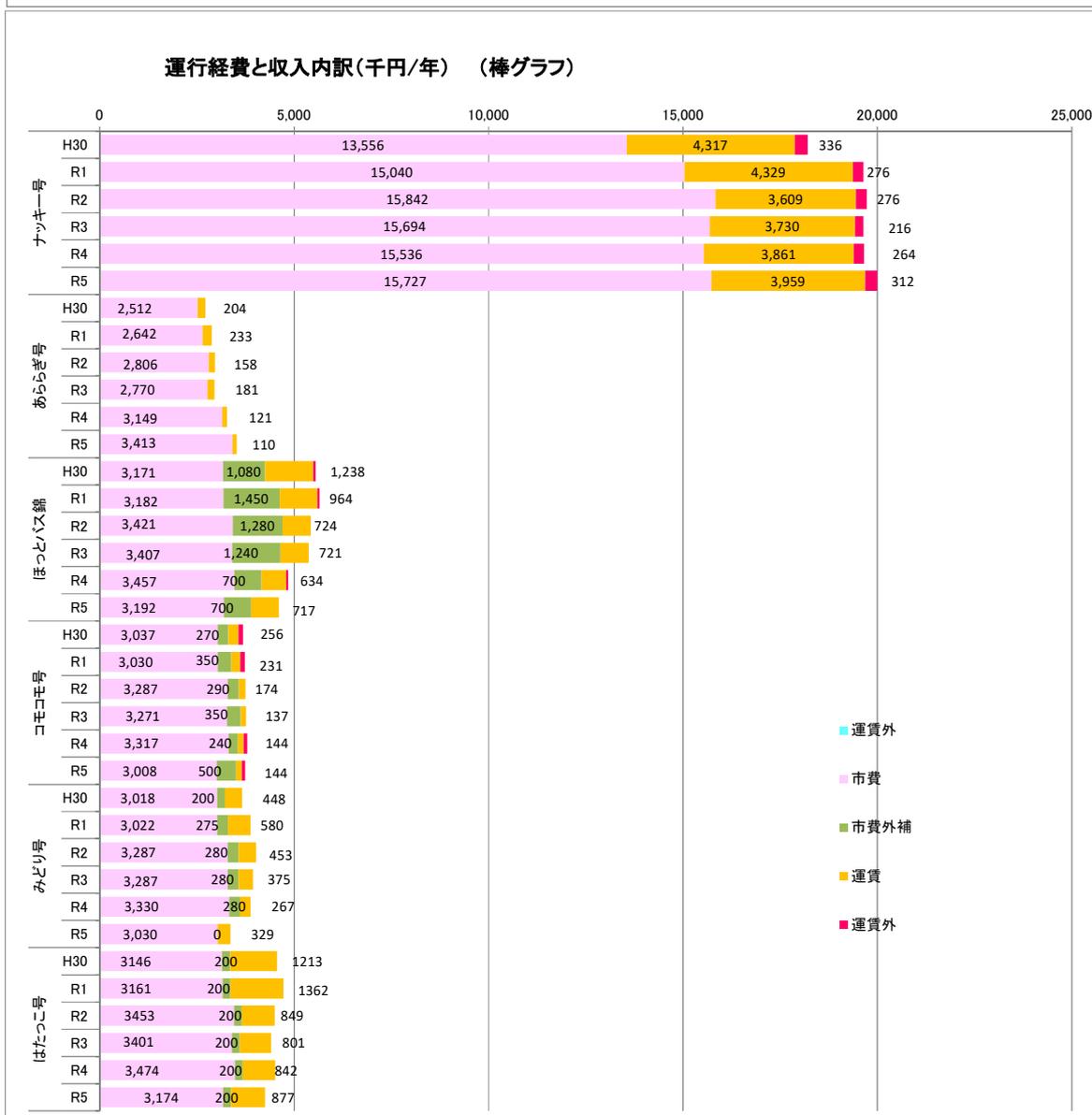
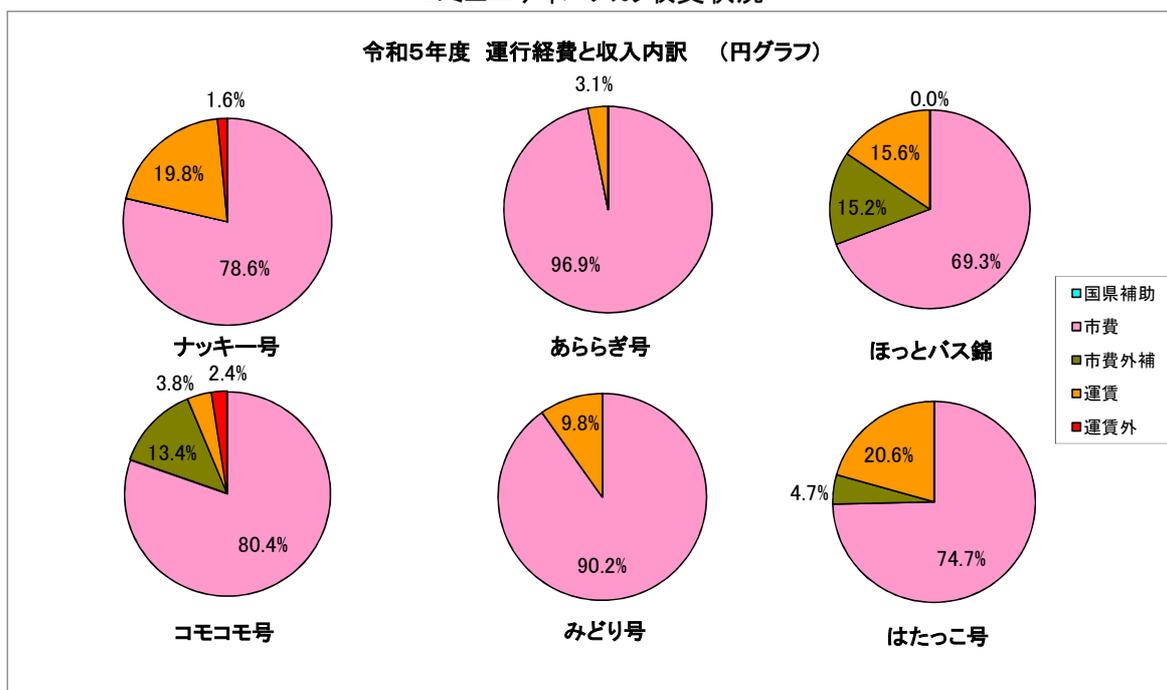
この要綱は、告示の日から施行し、改正後の名張市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

名張市地域公共交通会議委員名簿

(任期: R5.6.10～R7.6.9)

根拠法令	種別	委員名	役職
道路運送法施行規則第9条の3 第1項第1号	主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	伊集院時仁	名張市都市整備部 部長
		野口 泰弘	名張市地域環境部 部長
同・第1項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	平岡 祐一	三重交通株式会社伊賀営業所 所長
		前田 敦志	三重近鉄タクシー 株式会社 名張営業所
		北森 浩貴	株式会社キタモリ 代表取締役
		橋本 智幸	株式会社メイハン 取締役部長
		豊永 育子	公益社団法人三重県バス協会
同・第1項第3号	住民又は旅客	古谷 久人	名張市地域づくり代表者会議 副会長
		喜多村明美	名張市老人クラブ連合会 女性部 副会長
		山根 秀生	名張市身体障害者互助会 事務局長
		澤田 恭子	市民公募
		堀越 光春	市民公募
同・第1項第4号	地方運輸局長	小島 光洋	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官
同・第1項第5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	尾上 義文	三重交通労働組合伊賀支部 支部長
同・第2項第1号イ	道路管理者	浅田 昌博	三重県伊賀建設事務所 副所長兼保全室長
同・第2項第1号ロ	都道府県警察	田畑 賢一	三重県名張警察署交通課 課長
同・第2項第2号	学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校 教授
		藤田 雄一	三重県地域連携部交通政策課 課長
委員数		18	

コミュニティバスの収支状況



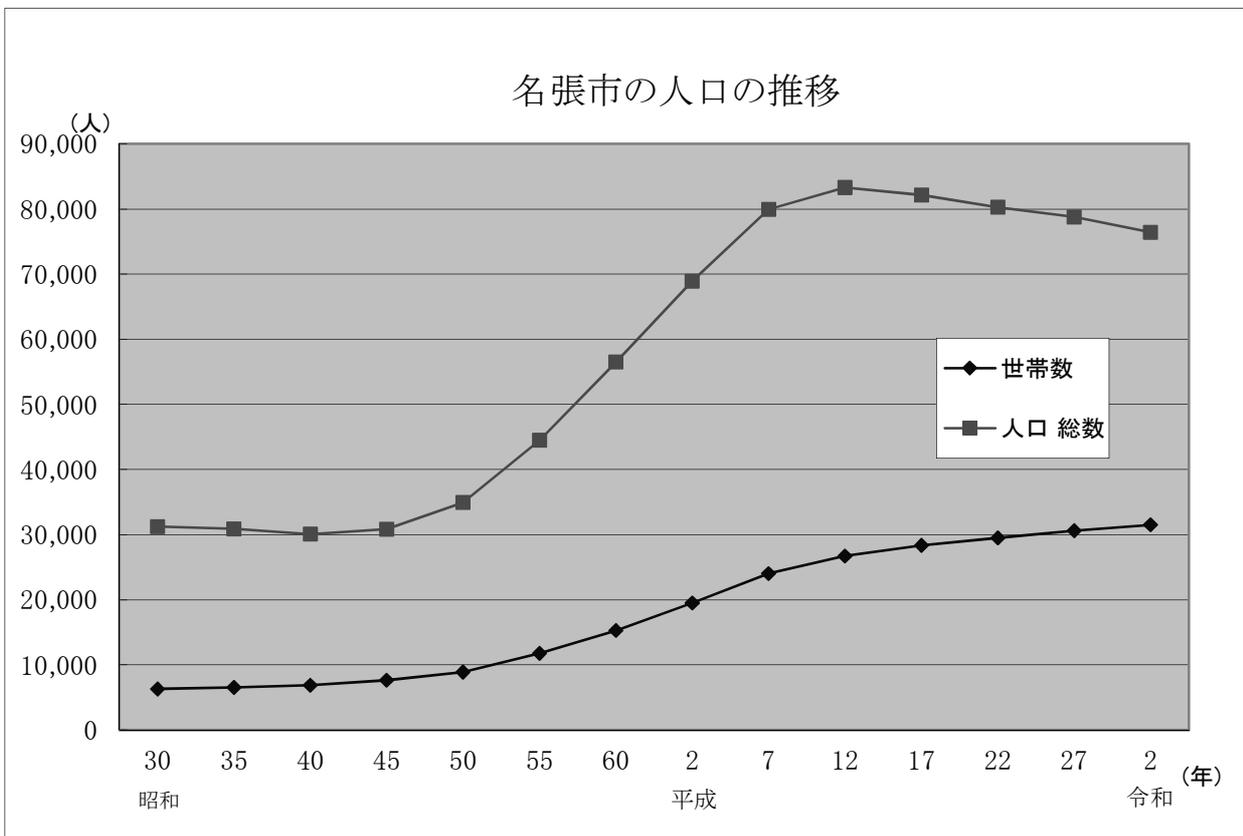
※市費外補助金…他市からの補助金、社会福祉協議会補助金、地域からの補助金など

※運賃外収入…車内広告料、寄付金、文化祭売上など

令和2年国勢調査 名張市の人口の推移

実施年	世帯数	人口			性比 (女 =100)	5年間の人口増減		一世帯あたりの人員	
		総数	男	女		実数	率(%)		
昭和	30年	6,325	31,245	15,103	16,142	93.56			4.94
	35年	6,564	30,904	15,011	15,893	94.45	△ 341	98.91	4.71
	40年	6,882	30,084	14,509	15,575	93.16	△ 820	97.35	4.37
	45年	7,627	30,862	14,743	16,119	91.46	778	102.59	4.05
	50年	8,899	34,929	16,772	18,157	92.37	4,067	113.18	3.93
	55年	11,803	44,488	21,543	22,945	93.89	9,559	127.37	3.77
	60年	15,272	56,474	27,548	28,926	95.24	11,986	126.94	3.70
平成	2年	19,490	68,933	33,533	35,400	94.73	12,459	122.06	3.54
	7年	24,005	79,913	38,685	41,228	93.83	10,980	115.93	3.33
	12年	26,716	83,291	40,106	43,185	92.87	3,378	104.23	3.12
	17年	28,334	82,156	39,385	42,771	92.08	△ 1,135	98.64	2.90
	22年	29,481	80,284	38,438	41,846	91.86	△ 1,872	97.72	2.72
	27年	30,595	78,795	37,908	40,887	92.71	△ 1,489	98.15	2.58
令和	2年	31,497	76,414	36,862	39,552	93.20	△ 2,381	99.15	2.43

※調査基準日は10月1日



令和5年社人研 名張市の将来人口の見通し

将来の男女5歳階級別推計人口(2020年は国勢調査による実績値)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳	9,155	7,885	6,540	5,707	5,227	4,847	4,405
15～64歳	42,309	38,938	36,406	33,538	29,504	26,079	22,985
65歳以上	24,923	25,142	25,127	24,521	24,472	23,764	23,004
総数	76,387	71,965	68,073	63,766	59,203	54,690	50,394
高齢化率	32.6%	34.9%	36.9%	38.5%	41.3%	43.5%	45.6%

